

改正平塚市まちづくり条例 平成23年1月1日施行

平塚市まちづくり条例は平成20年7月1日から施行していますが、ここで現条例の見直しを行い、改正平塚市まちづくり条例を平成23年1月1日から施行いたします。改正する手続き及び基準の主な内容は次のとおりです。

★主な改正の内容

- 市街化調整区域の開発事業で面積が10,000㎡以上の資材置場等を協議対象とします。
- 老人ホームや老人保健施設などを建築する場合の道路の幅員について、高齢者向け施設の道路幅員を新たに規定し、従来に比べて緩和します。
- 道路の幅員の基準について予定建築物の用途の名称及び区分を明確にします。
- 計画戸数が300戸以上の共同住宅を建築するときは駐車場の出入り口を2箇所以上設けることとします。
- 共同住宅などを建築するときの自動車駐車場の駐車ますの寸法を長さ5.0m以上、幅2.3m以上とします。
- 公園の設置について、開発区域から250m以内に面積2,500㎡以上の公園が既にあり、安全に往来できる場合は、公園を設置しないことができるものとします。
- 一団の土地における一連性の判断で、造成が完了した日から一年経過すれば一連性がないと判断できる基準を追加します。
- 一団の土地において、先行の開発事業と後行の開発事業を連続して着手しても開発事業の基準をすべて満足し、かつ、開発事業の種別に変更がない場合は、1年間待たずに後行の開発事業を着手できるものとします。

など・・・

詳細は開発指導課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

平塚市役所 まちづくり政策部 開発指導課

TEL 0463-21-8782

FAX 0463-21-9769

E-mail kaihatsu@city.hiratsuka.kanagawa.jp